

中野区国民健康保険からのお知らせ

葬祭費(亡くなられたとき)

中野区の国民健康保険(国保)加入者が亡くなられた場合、葬儀を行った方に葬祭費をお支払いします。 献体される場合はご相談ください。

※国民健康保険加入者は75歳未満の方に限ります。

- ◇金額 70,000円
- ◇支払方法 葬儀を行った方の口座に振り込みます。(振込みまでに1か月位かかります。)
- ◇来庁者 原則は葬儀を行った方ですが、代理人でも手続きできます。
- ◇持参するもの ・ 葬儀を行った方の口座情報のわかるもの (通帳など)
 ・ 葬儀の領収書の**原本** (葬儀を行った方あてのもの)
 (葬儀代と明記されていない場合は、領収書に加え請求明細書も持参してください)
 ・ 申請者の本人確認ができる資料
 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど写真付きの資料)

ご注意

- 1 他の健康保険等から葬祭費に相当する給付金を受ける場合は、支給されません。
- 2 第三者の行為による死亡で、第三者が損害賠償として葬祭費を負担する場合は、支給されません。
- 3 葬儀を行った翌日から2年を過ぎると、時効となり申請できません。
- 4 申請書に死亡の場所 (病院等の所在地)、告別式の日を記入していただきますので、メモしてお持ちください。
- 5 場合によっては、持参いただくものが増えることがあります。
- 6 **亡くなられた方が国保加入者以外の場合は、加入していた保険者にお問い合わせ下さい。**

※郵送での申請を希望される場合は用紙等をお送りしますので、下記へ連絡をお願い致します。

●申請窓口・問い合わせ先

中野区役所 2階7番窓口

区民部 保険医療課 国保給付係

電話・直通 03 (3228) 5508